

○加古川市地域一斉清掃にかかる資材の支給及び貸与に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市内における環境美化活動を支援するため、地域における一斉清掃に必要な資材の支給及び貸与について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 資材の支給及び貸与については、アダプトプログラム登録団体以外の町内会、老人会、婦人会、PTA、少年団、子ども会等の各種団体によって地域で行われる一斉清掃を対象とする。

(資材の種類)

第3条 支給する資材はごみ袋、貸与する資材は火ばさみとする。

(支給の制限)

第4条 ごみ袋については、45リットル10枚を1袋とし、一回の清掃活動につき10袋までの支給とする。

(資材の返却)

第5条 火ばさみについては、事業終了後、すみやかに返却しなければならない。

(申請)

第6条 資材の支給あるいは貸与を受けようとする者は、地域一斉清掃にかかる資材の支給及び貸与申請書(様式第1号)を事業実施の14日前までに市長に提出しなければならない。

(結果報告)

第7条 資材の支給あるいは貸与を受けた者は、事業終了後、すみやかに事業実施結果報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。